

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 1 日
苦前町長 福士 敦朗



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

苦前地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 10 経営体

個人 89 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

良食味米のブランド化等、生産品目の明確化を図る。

地域の中心となる経営体(認定農業者)が自己所有農地周辺の農地を出来る限り集約し、各種補助事業等を活用した低コストに努めるとともに、それに関わる農地の提供等により中心となる経営体と連携する農業者については、着実に連携を進め農業全般の更なる推進を図る。

各種補助事業(融資主体型補助事業)等を活用し、法人を中心とした 6 次産業化の推進を図る。

各種補助事業等を活用し、Yes!clean 認定農産物や特別栽培農産物など高付加価値化に向け更なる向上を図る。

各法人を中心として農業者の雇用のための補助事業を活用し、農業人口の底上げを図り、担い手不足の解消に努める。

法人組織設立、農作業の受託及び共同化に向けた地域の活動を推進する。